

議案第 124 号

伊賀市地区会館条例の一部改正について

伊賀市地区会館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区会館条例の一部を改正する条例

伊賀市地区会館条例（平成 17 年伊賀市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「10 年間」を「5 年間」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。